



グローバル EHS - 請負業者およびベンダー向け EHS 要件基準

管理情報

管理項目	詳細
文書番号	2W4373RQWREN-1568922467-126
改訂	3
改訂日	2023 年 7 月 20 日
ECN 番号	101147005
翻訳版文書	英語 、 簡体字中国語 、 繁体字中国語 、 日本語 、 マレー語

目次

1	目的	4
2	適用範囲	4
3	役割と責任	4
4	用語と定義	6
5	参考文献	8
6	基準	9
6.1	適用される EHS と法的要件	9
6.2	EHS 事前資格要件	9
6.3	トレーニングとオリエンテーションの要件	9
6.4	リスク管理	10
6.5	インシデントの報告と調査	11
6.6	緊急対応と報告	12
6.7	EHS 仕様書と要件	12
6.7.1	一般現場の EHS 要件	12
6.7.2	作業許可	13
6.7.3	高所での作業	14
6.7.4	足場	14
6.7.5	移動高架作業用プラットフォーム (MEWP)	14
6.7.6	頭上作業	15
6.7.7	個人防御用装備 (PPE)	15
6.7.8	化学物質とガスの安全	16
6.7.9	廃棄物管理	17
6.7.10	単独作業	17
6.7.11	閉鎖空間への進入	17
6.7.12	火気使用作業	18
6.7.13	電気的安全性	19
6.7.14	危険エネルギー管理	19
6.7.15	昇降操作	19
6.7.16	掘削作業	20
6.7.17	高所組立フロアのタイルの安全性	20
6.7.18	アルコールと薬物の使用	20
6.7.19	携帯電話の使用	20
6.8	休日/週末作業ガイドライン	21
6.9	機器の出し入れ	21
7	付録	22
8	文書管理	22
9	改訂履歴	23

表

No table of figures entries found.

図目次

No table of figures entries found.

1 目的

この基準により、Micron の拠点での請負業者およびベンダーの作業に関する要件および責任を定義する。

Micron の活動には、複雑な工具の設置、ガスや化学物質のシステム、その他のリスクの高い作業が含まれている可能性があり、これらは現場の EHS パフォーマンス、法令順守に重大な影響を及ぼし、適切な監視および管理をしないと、事故やけがの危険性が高まる恐れがある。たとえ単純な作業であっても、請負業者の従業員が安全基準に関する最低要件を満たすように十分な注意を払わないと、リスクが高くなる可能性がある。

本基準は、請負業者とベンダーの契約に添付される場合、その契約条項の一部となる。請負業者とベンダーは、本基準に提示された要件が満たされていること、およびそれらの従業員および下請業者の従業員が教育を受け、本基準のすべての側面に従っていることを確認しなければならない。各 Micron の現場では、その裁量により、その他の地域の要件および現場の要件を特定した書面補遺を含めることができる。

2 適用範囲

項目	詳細			
影響を受けるサイト	本文書は、次のサイトに適用される。			
	☒ FE	☒ AT	☒ TD	☐ 工事
	☒ NMS レベル 1	☒ NMS レベル 2	☒ NMS レベル 3	☒ NMS レベル 4
対象者	サイトのリーダー、グローバルおよびサイト EHS、グローバルおよびサイトの施設、グローバルおよびサイト調達、法務			
適応性	サイトは改訂履歴に記載されている適合日までに、この基準で概説されている要件を完全に満たすものとする。適合性を確認しないと、ehsmoc/に記録および承認された変更マネジメントエントリがない場合に NC が発生する可能性がある。 サイトは最低限、この基準を順守するものとする。現地の法令、規制、または顧客固有の要件またはリスク・アセスメントによって、より厳しい要件に従う必要があると判断された場合は、サイトはそれらの要件を満たす必要がある。 本基準は、グリーンフィールド建設または営業/コンサルタント会議、サイト見学または管理業務のための関連するサイト訪問を含む非工業コンサルティングサービスを行う者には適用されない。本基準は、施設および製造/生産エリアでコントラクターが行うすべての作業に適用される。			

3 役割と責任

役割	責任
現場担当者、現場の EHS、または指名人	- 現場レベルで、また現地の法規制に従って、Micron EHS 方針および請負業者とベンダー向けの基準を監督および実施する。 - 請負業者およびベンダーの従業員が、Micron 拠点において作業を開始する前に、Micron グローバルおよび現場の EHS 要件について適切な説明を受けたことを確認する。

役割	責任
	- 本基準の要件と後続の変更内容を見直し、要件の効果的な実施を徹底させるための対応策を明確にする。 - 少なくとも 3 年に 1 回、またはそれ以上（不適合のリスクが存在する場合など）の頻度で、本基準の更新された要件に対する継続的な適合性を評価し、適合性評価の過程で特定された欠陥を修正するための措置を実施する。
グローバル EHS	- グローバル EHS - 請負業者およびベンダー向け EHS 要件基準を維持・管理し、最新の状態に更新されていることを確認する。 - 定期監査および/または現場視察を通じて基準書の順守を監査する。 - SLP Ariba システムまたは新しい調達サプライヤー管理システムの基準が、Micron 請負業者およびベンダー EHS 基準の事前認定要件と整合していることを確認する。
調達	- グローバル EH - 請負業者およびベンダー向け EHS 要件基準を調達サプライヤー新人研修プロセスに含める。 - EHS 認定基準がこの基準から抜粋されていることを確認し、SLP システムの EHS 基準の変更についてグローバル EHS に相談する。 - Micron の請負業者およびベンダーに、本基準の変更と更新を知らせる。 - 四半期ごとの業務レビューやその他の監視システムを通じて契約中の請負業者およびベンダーとの業務関係を管理する。 - Micron のサプライヤーコンプライアンス評価システムに請負業者およびベンダーの EHS 事前資格要素を含める。またそれをコンプライアンスリスクプロファイルで評価する。 - Micron EHS や受入担当者と協力して、Micron によって特定された重大な請負業者の不適合に対するサプライヤー品質通知 (SQN) を請負業者とベンダーに発行する。
Micron の受入担当者	- 請負業者またはベンダーがこの基準に準拠していることを確認する。 - EHS 担当者と連携し、請負業者およびベンダーが、作業を開始する前に Micron の現場で EHS 要件について適切に概要を把握し、教育を受けていることを確認する。
請負業者およびベンダーの管理者または監督者	- 各請負業者およびベンダーは、彼らの活動がすべての当該の現地の法規制、および本基準に記載された要件を満たすことを確認する責任を負う。 - Micron での作業を開始する前に、請負業者およびベンダーは、その Micron 受入担当者または現場の EHS に連絡し、本基準に規定されている EHS 要件を明らかにする。 - Micron 拠点で実施される活動の全過程において、適用される全ての現地 EHS 法的要件が順守されていることを確認する。
請負業者およびベンダーの従業員	各請負業者およびベンダーの従業員は、現地の法規制と、Micron EHS 方針および基準に従う責任を負うものとする。

4 用語と定義

用語	定義
CoHE	危険エネルギー管理 確立されたエネルギー絶縁手段（EIP）（エネルギー隔離装置と制御される機器がロック解除されるまで操作できないようにするもの）に従ったエネルギー絶縁装置のロックおよびタグの設置。
請負業者およびベンダー	設備/工具のベンダーなど、サービスや製品の提供、あるいは作業実施について Micron と契約または提携を結ぶあらゆる外部の人物、企業、サプライヤー、あるいはその組み合わせ。 参照を分かりやすくするため、この文書では請負業者という用語を使用する。
EHS	環境、衛生、安全（Environmental, Health, and Safety）
EHS イベントの通知	会社全体の利害関係者に重大な EHS 関連のインシデントを通知するための Micron の通信ツール。イベント通知は、第一警告通知およびイベント共有の形式で行われる。
EHS インシデント	組織の人、資産、または環境に悪影響を及ぼした、または悪影響を及ぼす可能性のある予定外の自然、操作、または人的事象である。EHS 関連のインシデントには、予想せぬ深刻な非定常結果も含まれる。EHS 関連のインシデントの例としては、作業関連の負傷、環境への物質の流出、作業環境における未知の臭気、要員の疾病などがあるが、この限りではない。インシデントは適切に管理されないと、緊急事態、危機、または災害にエスカレートする可能性がある。
緊急事態	地震、爆発、火災、危険なエネルギーや化学物質の漏出など、人命、環境、所有物をリスクにさらす可能性のある、突発性の予期せぬ深刻な事態または状態。
ERT	緊急対応チーム（Emergency Response Team） 緊急事態への対応を担当するチーム。
避難	危害や危険が及ぶ可能性があるために、作業している場所またはエリアから離れること。アラームまたは誰かが危険を認識したら避難が開始される。
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム 化学品の毒性を定義、分類し、ラベルおよび安全データシートに健康および安全情報を記載する。 GHS 準拠の安全データシートは、16 章からなる（識別、危険物の識別、成分の組成物/情報、応急策、消火策、偶発的放出策、取扱いと保管、暴露管理/個人保護、物理的および化学的特性、安定性と反応性、毒物情報、生態学情報、廃棄上の注意、輸送情報、規制情報、その他の情報）。
危険化学物質	化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）によって、健康有害性、物理的危険性、または環境的危険性に分類される化学物質。
JHA	ジョブハザード分析 作業によって事故が発生する前に、危険を識別する方法として作業に注目した手法。JHA では、作業員、作業、工具、および作業環境との関係に着目する。特定することで排除または制御できる。緊急対応の内容において、JHA は次回に実施する措置、潜在的リスクの特定、軽減への取り組みを計画するまでの、緊急対応後の対策期間という意味を持つ。これは、除染などの緊急性のない作業に使用されることもある。

用語	定義
法的/規制要件	法律、規制、または法的な拘束力のある基準に基づいた要求事項。
損失日数事例率	「損失日数事例率」は、次のように計算される。 $= \frac{\text{損失日数事例の数} \times 200,000}{\text{作業に当たった人の作業時間数}}$ 損失日数事例率は、月ごと、年ごと、または必要に応じて変動率で計算することができる。
Micron の受入担当者	作業を行うために、現場に請負業者とベンダーを連れてくる責任がある Micron の従業員。
ニアミス	状況がわずかに違えば、人々への損害、所有物、機器または環境への損害、あるいはプロセスの損失を招く可能性があった、望ましくない事象。
OSHA 記録可能なインシデント率	OSHA 記録可能なインシデント率は次のように計算される： $= \frac{\text{記録できる事例の数} \times 200,000}{\text{作業に当たった人の作業時間数}}$ インシデント率は、月ごと、年ごと、または必要に応じて変動率で計算することができる。
PPE	個人防衛用装備 (Personal Protective Equipment) 危険から保護するために従業員が着用する一連の特殊な機器、衣服、または備品のいずれか。PPE には、手袋から呼吸装置内蔵のボディスーツまであらゆるものが含まれる。
工程安全インシデント	工程安全インシデントは、物質の予定外の、または無制御の放出があり、以下の基準を満たす場合を指す。 - 生じた損害のいずれかに工程が直接関係していたことが確実である - レポートのしきい値を満たす結果になる - 製造、流通、保管、ユーティリティ、または設備のパイロットプラントで発生する - 重大な放出である 工程安全イベントは、一次格納の喪失があるものの、上記の基準をすべては満たしていないものである。
RA	リスク評価 (Risk Assessment) 設計、使用、インシデント、アクシデント、危害に関する知識および経験をもって、対象設備の特定のシナリオに関するリスクを測定する手順。リスク評価には、機器の限界値の決定、危険の識別、リスク算定が含まれる。危険から生じるリスクを評価するプロセスであり、既存の管理が十分かを考慮し、リスクが許容可能かどうかを決定する。
リスク	危険要素から生じる損失の予測される大きさ。重大性と可能性の観点で表現される。
RM	リスク管理 活動の危険性またはリスク、および業務の実行に伴う危険性またはリスクを軽減する適切な制御を決定するために使用される工程。一般的な例に、リスク評価 (RA) や作業危険性分析 (JHA) がある。

用語	定義
SC	二次格納 一次格納の外部で、一次格納から分離している格納容器のレベル。二次格納とは、非管理作業エリアに有害または危険ガスが不正に放出されるのを防ぐために用いられる安全対策である。二次格納は一次格納システムに追加される。機械的な付属品がある時は常に二次格納が必須。
危険行為	作業関連の疾病や負傷など、意図的かどうかに関係なく、不運な事故を引き起こす可能性のある振る舞いの特徴を有する、個人または集団の活動または行為。
危険な状況	安全制御が無視される、バイパスされる、または潜在的な危険を除外するには開発が不十分であり、最終的に事故が起きる環境の物理的属性。
作業に係る記録可能な負傷	以下の傷害または病気： - 作業環境における望ましくない事象またはばく露の結果であり、 - 労働者の作業活動によって引き起こされ、悪化し、または助長されたもの。

5 参考文献

内部参考資料	リンク
グローバル EHS - 閉鎖空間プログラム基準書	2W4373RQWREN-1568922467-146
グローバル EHS - 危険エネルギー管理 (CoHE) 基準書	2W4373RQWREN-1568922467-29
グローバル EHS - 注意散漫な歩き方と階段を安全に使用するための基準	2W4373RQWREN-1568922467-26
グローバル EHS - 電気的安全基準	2W4373RQWREN-1568922467-388
グローバル EHS - 掘削基準	2W4373RQWREN-1568922467-695
グローバル EHS - インシデントの報告と調査基準	2W4373RQWREN-1568922467-279
グローバル EHS - リフトおよびリギング関連基準	2W4373RQWREN-1568922467-82
グローバル EHS - 単独作業員	TEDSZF665RUJ-2038493890-912
グローバル EHS - 作業の安全性許可基準	2W4373RQWREN-1568922467-394
グローバル EHS - 高所作業プログラム基準書	2W4373RQWREN-1568922467-48

外部参考資料	リンク
なし	なし

6 基準

6.1 適用される EHS と法的要件

- 請負業者は、すべての作業活動が現地法の EHS 要件および Micron の基準に準拠することを保証するものとする。法規制上の要件が、本基準で Micron が定める要件よりも厳しい場合、その法的要件が優先される。
- 現地法の要件または本基準に定める要件の順守を怠った場合、請負業者の従業員、または契約企業は、退去させられるか、認定請負業者リストから削除される場合がある。違反による作業停止に係るコストはすべて原因となった請負業者に課せられる可能性がある。
- Micron の各現場は、現場での請負業者の作業と活動に関連する危険および現地法に基づき、必要に応じて本基準に記載されていない追加の EHS 要件を求める権利を保有する。各 Micron のプロジェクトでは、その裁量により、その他の地域の要件および現場の要件を特定した書面補遺を含めることができる。

6.2 EHS 事前資格要件

- Micron で業務を行う請負業者は、調達サプライヤーのライフサイクルとパフォーマンス（SLP）評価システムを通じて管理されている、EHS の事前資格審査プロセスを経る。提案された請負業者およびベンダーはそれぞれ、以下の基準を満たすものとする：
 - OSHA 記録可能なインシデント発生率は過去 3 年間で 2.1 以下（またはこれに相当する現地国のインシデント率）
 - 損失日発生率は過去 3 年間で 1.0 以下（またはこれに相当する現地国の重大インシデント発生率）
 - 過去 5 年での死亡数は 0
 - 会社は過去 5 年間に、起訴されておらず、禁止または改善警告を受けておらず、衛生安全環境に関する現地の規制の下で違反があるとして執行当局によって罰金を科されていない。
 - 会社は、そのすべてのプロジェクト固有の作業活動に関するリスクと危険を特定、管理、審査するための文書化された正式なプロセスなど、EHS 管理システムを整備している（リスク評価、作業危険性分析、標準運用手順、作業の制御など）。
- 上記に関する受入れ可能な EHS パフォーマンス記録の維持管理を怠った請負業者は、Micron の下で契約した作業中にその EHS パフォーマンスを改善する方法を示した EHS 是正措置計画を準備するよう求められるものとする。
- Micron に化学物質および（または）ガスを供給または販売する請負業者、または Micron に輸送、貯蔵、処理、直接再使用、リサイクルまたは廃棄を含む廃棄物管理サービスを提供する請負業者には、追加の要件が適用されリクエストされる。
- グローバル EHS の担当者は、調達 SLP システムを通じてすべての新しいリクエストを審査し承認し、SLP Ariba システムまたは新しい調達サプライヤー管理システムの基準がこの基準に合致していることを確認する。

6.3 トレーニングとオリエンテーションの要件

- 請け負った企業は、実行される職務範囲に基づいて従業員に適切なトレーニングを提供する必要がある。行われる特定の作業のためのトレーニングおよび正式なライセンシング

は、それぞれの請負企業が負担する。Micron は、Micron 特有のリスクと期待事項に関連するトレーニングを、請負業者に提供する。

- 請負業者は、作業の場所と範囲に応じて、Micron の請負業者およびベンダー安全オリエンテーションのトレーニングに参加する必要がある。オリエンテーションにより、請負業者が Micron に固有の危険やシステムに精通しているようにする。
- 請負業者およびベンダー安全オリエンテーショントレーニングには少なくとも以下の EHS 要件を含める。
 - Micron の EHS 方針
 - Micron リーダーシップチームからのメッセージ
 - グローバル安全規則
 - グローバル EHS 要件と規則
 - インシデントレポート
 - 緊急対応と準備
 - リスク管理および環境面および影響評価の要件

Micron の現場で実施される作業活動の性質に合わせて次のものがある：

- 個人防御用装備（PPE）の要件
- 化学物質とガスの安全
- 危険エネルギー管理（認識）
- 製造工場の開床のタイルに関する要件を含む、高所での作業要件（認識）
- ハウスキーピングの要件
- 閉鎖空間の入場操作
- 電氣的安全性
- 活電部での作業
- 足場
- 昇降操作
- 作業システムへの許可（現場固有）
- セーフティグッドキャッチシステム
- 二者ルール/単独作業員の要件
- 廃棄物、排水、空気放出の管理
- 現場に特定の請負業者およびベンダー安全オリエンテーションがない場合、Micron 受入担当者は、作業を開始する前に、請負業者の従業員に Micron EHS の要件について説明する十分なトレーニングを提供する。
- Micron 安全オリエンテーショントレーニング記録は、それぞれの請負業者によって維持され、求めに応じて作成される。担当の Micron 受入担当者は、作業開始前にオリエンテーション研修が完了したことを確認する。
- Micron は、必要に応じて追加トレーニングを要求する、または必要とする権利を留保する。

6.4 リスク管理

- 各請負業者は、作業開始前に、Micron 構内で実施される作業の個々の範囲における、すべての予定および臨時タスクや作業活動に対する RA（リスク評価）または JHA（作業危険性分析）、および環境側面と影響評価（EAIA）を策定するものとする。
- 請負業者は、与えられた作業やタスクにおける作業活動すべてに対する RA または JHA を実施する有能な人材で構成されたチームを指名するものとする。すべての作業活動には、

Micron および請負業者の従業員、環境、Micron の資産を必要に応じて保護する手順またはその他の手段に基づき、活動で概説される安全な環境予防手段があるものとする。

- 請負業者 RA および JHA は、請負業者の会社管理担当者によって審査され承認される。提出された RA および JHA は、最低でも 3 年に一度、または作業活動に大きな変更が発生した場合に、あるいは作業活動に関連したインシデント、ニアミス、危険発生のレビュー後に審議されるものとする。
- 請負業者は、最初の定期トレーニングを実施して、全従業員がその RA と JHA の内容を理解して実施することを徹底させる。毎日の作業開始前には必ず、RA および JHA で特定される全ての安全および環境に関する予防措置の順守状態を確認する。
- Micron 現場 EHS は、RA または JHA 要件に関する特定の情報についての問い合わせを受け付け、Micron の作業環境内で受け入れ可能なフォーマットおよび基準管理対策に関して助言を行う。一部の地域ではリスク管理が必須であるため、現場の EHS チームはそれぞれの地域の現地の法規制に応じるため、現場でのリスク管理手順を具体的に示す場合がある。
- 必要に応じて、請負業者は、危険および操作可能性研究 (HAZOP) への参加を、それぞれの機器や工具セットの主題専門家として要求される。
- 請負業者は、機器や工具部品、使用している化学物質、あるいはタスク完了のために承認された手順を、Micron のそれぞれの現場または Micron 受入担当者を通じた変更手順の管理者の承認を得ずに決して変更してはならない。これは、計画された変更に関連するすべてのリスクが適切に評価されることを確認するためである。

6.5 インシデントの報告と調査

- Micron 拠点において、EHS または工程安全関連のインシデントにかかわった請負業者の従業員は、請負業者の管理担当者、Micron 受入担当者、現場 EHS に、速やかにインシデントを報告する。各現場で利用可能な場合、請負業者の従業員は、現地の緊急電話番号を使用して緊急支援を要請するか、医療支援のために保健所に報告する。
- すべての請負業者のニアミスインシデントは、そのインシデントの封じ込め直後に、Micron 受入担当者および現場の EHS 担当者に報告するものとする。ニアミスの分類は、Micron が請負業者の意見を取り入れて決定する。
- 請負業者の担当者は、[グローバル EHS - インシデント報告および調査基準](#)に従ってインシデントの封じ込め後に Micron 受入担当者と共に、Micron 現場の EHS 担当者に EHS インシデント通知を行う責任がある。
- インシデントが Micron の第一警報通知について特定された基準を満たす場合、現場の EHS チームは第一警報通知を開始するものとする。
- インシデント通知は、事実に基づいた、非推測で、結論を急がず、少なくとも以下の情報を含む：
 - インシデントの起きた日時と場所
 - 受けた全ての負傷および負傷者の現状
 - 環境に化学物質が放出されたか
 - 通知の時点で確認されたインシデントの詳細
 - インシデントに関与した人物
 - 通知時点ではどのようなステータスであったか。例えば、場所、封じ込め措置が所定通り実施されていたかなど。
 - 詳細情報が必要な場合は、請負業者の担当者に連絡する。

- 必要に応じて、サプライヤー品質通知 (SQN) がインシデント 8D 報告書の完成のために請負業者に発行される。

6.6 緊急対応と報告

- 緊急避難となった場合、すべての人員は、Micron 現場の緊急避難手順に従い、最寄りの非常口から建物の外に出る。無菌室で作業する場合は、無菌室用の衣類を脱がずに建物の外に出ること。緊急退避中には決してエレベーターや昇降機を使用しないこと。
- 建物の外に出たら、最寄りの集合場所/集合地点に移動し、その集合場所/避難コーディネーターに報告を行う。請負業者の従業員は、点呼で全員の安全が確認できるまでその現場や領域を立ち去らないこと。
- Micron ERT は、Micron 製造施設での第一緊急対応チームである。すべての請負業者は、火災、化学物質流出、漏れ、または臭気の検出を、現場の緊急電話番号に電話することで Micron の ERT に速やかに報告すること。
- 現場において人員に退避を通知する第一の手段は、警報音、視覚的な点滅光、または口頭での指示である。Micron の製造施設のインシデントコマンド制御センターでは、適切な警報を発動し、拡声装置のアナウンスに従うことができる。
- 請負業者の従業員が化学物質に触れた場合、従業員は最寄りの緊急洗眼装置/シャワーに移動し、影響を受けた部位を大量の水で 15 分以上洗い流すものとする。身体への暴露では、すべての衣服を脱がせる必要がある。注：フッ化水素またはフッ化水素酸への曝露については、5 分間水で洗い流した後、Micron の ERT から入手できるグルコン酸カルシウムを速やかに塗布すること。
- 有毒ガスが使用される製造エリアには、自動ガス監視/漏洩検知警報システムがある。警報システムは、危険な可燃性および有毒ガスの存在を継続的に監視する。退避は、地方の緊急光が警報アラームと共に点滅する場合に必要となる。
- Micron は、請負業者が所有する応急手当箱に関しては責任を持たない。請負業者が応急手当箱をその従業員に提供する場合、当該応急手当箱には所有者の氏名と連絡先を記載し、Micron の現場の EHS に登録しなければならない。その所有者は、十分な在庫が確保され、応急手当箱には有効期限の切れたものは入っていないことを確認するための、毎月の検査が行われていることを証明できなければならない。

6.7 EHS 仕様書と要件

このセクションでは、EHS に準拠するための最低限の要件について説明する。Micron で作業を実施するすべての請負業者は、これらの要件を順守していることが期待される。これらの要件の順守を怠ると、請負業者は Micron での作業の将来の検討において資格剥奪の結果となる得る是正措置が科せられることになる。

6.7.1 一般現場の EHS 要件

- 請負業者の全従業員は、危険な状態があればすべて是正し、監督者、または Micron 受入担当者に速やかに報告する。
- 請負業者の全従業員は、注意標識、警告標識、立入禁止区域標識など、掲示されている安全上の指示のすべてに従う。
- 障壁やバリケード（危険を示す赤色のテープや注意を促す黄色のテープを含む）については、作業を実施する者の適切な権限がない限り、いかなる理由によっても越えてはならな

い。これらのバリケードには、作業が実施されていることを示す標識、その作業員、および連絡先情報や日付を表記する。

- 請負業者の従業員は絶対に、安全装置（ガード、シールド、インターロック、煙探知器、火災検知器、スプリンクラー、PA スピーカー、排気流量モニターなど）の改造や無効化を行ってはならず、バルブ、ブレーカー、切断、送風ゲート、これらに類似するその他の制御機器についても、正式な承認を得ることなく操作してはならない。
- Micron の従業員が事前に承認し、作業に必要な許可が提出され承認されない限り、業務システム上で作業を行うことはできない。
- 使用する全ての機器は良好な動作の状態にあるものとし、必要な場合には、要求された作業に対する継続的な適合性を確保するための点検プログラムを含める。
- 排気システム、警報、火災検知器などを含む生命安全システムは、適切な管理対策を整えて権限のある Micron 担当者からの承認を得ない限り、遮断してはならない。
- 通路、出口ルート、出入り口、および非常設備（消火器、緊急洗眼装置/シャワー、簡易防火ステーションなど）への経路は絶対に、物品や機器で塞がない。
- 物品や機器を、出口への通路や階段の吹き抜けに保管してはならない。
- 請負業者の物品または作業領域をすべて清潔に保つ。請負業者の現場の監督者または EHS 担当者は、安全および汚染管理要件の順守を確実にするため、維持管理を監視しなければならない。
- ガソリン、液化石油（LPG）ガス、またはその他の内燃機関については、Micron から承認を得て適切な管理対策を設定しない限り、建物内部、屋根上、または製造工場の建物付近で操作してはならない。
- 請負業者の従業員は、いかなる悪ふざけ、危険な行為、脅迫、暴力行為、迷惑行為も容認されない。違反者は、現場から即時退去を求められ、必要ならさらに現地の法執行機関に通報される。
- 万能ナイフやカッターナイフなどの刃物は、刃の部分を格納した状態で保管する。可能な限り安全ナイフを使用することが推奨される。
- [グローバル EHS - 注意散漫な歩き方と階段を安全に使用するための基準](#)に準拠した安全対策を常に順守する必要がある。
- 全ての交通規則と標識は常に順守すべきである。請負業者の従業員は、指定された横断歩道を使用する必要がある。

6.7.2 作業許可

- 請負業者およびベンダーは、作業を開始する前に、[グローバル EHS - 作業の安全性許可基準](#)に従って作業許可が記入、提出および承認されていることを確認する。 Micron 施設で必要な許可には、次のものがある：
 - 高所作業
 - 火気使用作業
 - 通電部の作業
 - クレーンリフティング
 - 掘削
 - 閉鎖空間への進入

その他の現場に特化した許可には、次のものがある：

- 解体許可
- ライフセーフティシステム迂回許可
- 消防システム損傷許可書

- 許可申請の一部として、現場事故防止計画（SIPP）、JHA/RA、事前作業計画、作業員の資格とトレーニング記録、緊急・救助対応計画を提出する必要がある場合がある。要件は基準に記載されており、明確化のために Micron 受入担当者またはサイト EHS に相談する必要がある。

6.7.3 高所での作業

- 請負業者は、Micron の [グローバル EHS - 高所作業プログラム基準書](#)、EHS に関する現地の法的要件を満たす、またはこれらを上回る高所作業転落保護計画を実施する。請負業者は、工事の範囲を定義し、考えられる高所作業とそれらに関連する危険をすべて明確にする。
- 請負業者は、歩行可能な天井パネル作業の範囲を明確にし、当該作業に関する安全要件を定義する。歩行できる天井が受ける可能性のあるさまざまなタイプの負荷を考慮し、計画する必要があるが、これには、作業自体の死荷重や、メンテナンス作業などの負荷が含まれる。歩行可能天井を設置した場合は、使用前に、構造的完全性とその支持物がその目的用に設計されていることを適任者によって検査しなければならない。穴のあいた、または改修された天井パネルは全て固定し、人員がその上に立ったり歩いたりすることを禁ずる。歩行可能天井へのアクセスは、作業システムへの許可証により管理され、認定された訓練を受けた人物に制限されるものとする。
- 転落の危険にさらされる可能性があるすべての人員は訓練を受けることとし、訓練記録は Micron の請求に基づいて入手可能とする。書面による証明書には、訓練を受けた従業員の名前またはその他の身元、訓練の日付、および訓練を実施した訓練施設/人の承認または雇用主の署名が含まれるものとする。

6.7.4 足場

- すべての種類の足場の使用および設置は、[グローバル EHS - 高所作業プログラム基準書](#)および現地 EHS の法的要件に準拠する。
- 足場材料は、その種類と目的のための最低の構造上の完全性要件を満たすものとする。現場で木製の足場を使用しない。
- 足場検査の実施時期：
 - 足場の建設、組み立て、または設置の完了時
 - 足場管理者による最終検査日から 7 日以内の間隔
 - 気象条件により、強度や安定性に影響があった可能性、または足場部品がずれた可能性がある場合

6.7.5 移動高架作業用プラットフォーム（MEWP）

- 全ての MEWP は、作業を開始する前に、製造部門の推奨に従って毎日検査しなければならない。
- MEWP の上昇中は必ず落下防護具を身に付けなければならない。使用するアンカーポイントは、製造部門が承認したアンカーポイントでなければならない。
- 監視員要件：
 - すべての垂直および水平方向への動作において、監視員が必要である。
 - 監視員は、いかなる動作の最中もオペレーターと直接コミュニケーションを取らなければならない。
 - 監視員が障害物を監視することができない場合は、ゼロインシデントを達成するために代替計画を用意する必要がある。
 - 監視員は視界を保ち、オペレーターを目で確認できなければならない。

- 監視員は、MEWP の緊急時手順とその役割・責任に関するトレーニングを受けなければならない。

6.7.6 頭上作業

- 落下物のリスクをゼロにするために、請負業者は「落下物防止」作業プログラムを策定しなければならない。
 - 従業員は落下物防止のためのトレーニングを受けるものとする。
 - 少なくとも、トレーニングは新規採用時のトレーニング、および毎年のリフレッシュートレーニングで構成する必要がある。
 - 通常のツールボックスストックのローテーションに、落下物防止リフレッシュャーを追加する
 - 毎日のリスクやハザードの軽減のために、事前タスク計画（PTP）を活用する
 - 常に適切なリギング手順に従う
 - 現場のバリアポリシーを順守しなければならない
 - 作業の終了後すぐに、すべての工具と未使用の材料を高架作業場から取り除く。
 - 作業後は見回りを行い、すべての工具と材料が高所から取り除かれていることを確認する。
- 高所における手工具/電動工具および材料の使用
 - 不要な工具および材料は地上レベルに置くものとする。
 - すべての手工具および電動工具は、以下の状況を含む 8 フィート以上落下する可能性がある場合はいつでも、必ず頑丈に固定（安全ロープまたは同等）しなければならない。
 - 保護されていない穴、縁またはガードレール
 - はしごで作業を行う場合
 - 作業員がロープでつなぐためにコンテナ/ホルダーから工具を取り外すことを許可されている移動高架作業用プラットフォームの範囲内
 - 手動の/電動の工具をつなぐことができず、材料を固定できない場合は、リスク評価を完了し、緩和策について現場 EHS と合意する必要がある（緩和策には防弾、立入禁止区域などが含まれる場合がある）。
- 請負業者は、プログラム要件に対するパフォーマンスを評価するために、Micron による監査の対象となる。

6.7.7 個人防御用装備（PPE）

- 請負業者は、その従業員に個人防御用装備（PPE）を提供しなければならない。請負業者は、各作業タスクを評価し、作業の安全な実施を目的に適切な個人防御用装備を従業員に無償で提供するものとする。Micron の現場における PPE は以下で構成されるものとする。
 - ヘルメット
 - 保護眼鏡
 - 高視認性反射ベスト
 - 長ズボン
 - 頑丈な作業ブーツまたは作業靴
 - 作業に適した手袋
- 請負業者は、作業区域を管理し、作業領域の危険性と必要な PPE を提供することを含めて、その作業領域にアクセスする必要があるすべての人員に効率的に伝達しなければならない。請負業者は、個々の RA/JHA によって指定されているとおり、実施・補助する作業タスクに適切な PPE を装着するものとする。さらに特定の作業領域については、Micron による評価を受け、従う必要のある特定の PPE 要件が掲示しておく。

- すべての請負業者は、危険から身を守るために適切な衣服を着用するものとする。請負業者の従業員が、タンクトップや短パン、つま先の開いた靴を着用することは許可されない。請負業者は、無菌室用の衣服はつなぎや手袋を含め、化学物質汚染の防護にならないことを認識すること。屋外で作業するときは、常に視認性の高い反射ベストを着用する必要がある。
- Micron** は、化学物質/ガス室での作業、サブ製造工業パイプのラック上またはラック内での作業、および/または化学管およびガス管または導管の切断、切断、修理又は設置が潜在的に危険であると識別した。この作業は汚染を防ぐために特別な化学的保護を必要とする。これらの危険性物質を取り扱う際には、必ず適したグローブ、保護眼鏡、エプロン、フルフェイスシールド、ブーツを着用する。

6.7.8 化学物質とガスの安全

- 請負業者の管理者は、化学物質を含む作業のリスク評価に基づいて、実施される作業活動のための適切な **PPE** が特定されているか確認し、全従業員に周知する必要がある。
- 請負業者は、作業中に化学物質やガスの漏洩やプロセスの安全性インシデントが疑われたり特定されたりした場合には、直ちに **Micron** 受入担当者に連絡し、現場の緊急電話番号に連絡する。
- 請負業者は、**Micron** の作業場で使用される化学物質については、その化学物質を現場に持ち込む前に **Micron** の承認を要求する必要がある。化学物質に関するすべての要求には、**GHS** 準拠の安全データシート (**SDS**) を含めなければならない。認証されていない化学物質またはガスの使用は厳禁である。使用される化学物質はすべてオリジナルのラベルが貼られたオリジナルの容器に収めるか、適切にラベル付けされた二次容器に収めることとする。ラベルには、その中に含まれている化学物質の化学成分、危険有害性情報、安全上の注意事項および正しい使用のための仕様を記載する。
- 請負業者は、使用している化学薬品のすべてを安全な方法で維持管理する責任を負う。この維持管理には、可燃性キャビネットの使用、適切な保管場所、配合禁忌の化学薬剤と距離をとること、容器に適切なラベルを付けること、使用しないときは密閉することなどが含まれる。可燃性、および/または毒性の化学物質を使用する場合は、適切な換気も確保し、常に維持されなければならない。化学物質の容器はすべて正しくサイズを調整された二次格納容器に保管し、流出を防ぐこと。
- 圧縮ガスシリンダーを使用する請負業者は、まっすぐ立てて、認証されたカートで移動されること、および保管中に傾かないように固定されていることを確認するものとする。
- ガスや化学物質の配管を取り除く場合は、バディシステムを実装し、取り除くラインごとに追跡して適切なラインが切断されるようにすること。近くの他のラインが破損しないようにシールドを使用することが必要となる場合もある。ラインが壁や床に通されている場合は、トレーサーワイヤを押し込んで、ラインを確認する。ガスや化学物質の配管を取り除く際には動力器具を決して使用してはならない。
- 有害化学物質およびガスを取り扱う際には、必ず適したグローブ、保護眼鏡、エプロン、フルフェイスシールド、ブーツを着用する。
- 請負業者は、適切な安全対策を施していないために発生したオイルや危険物質の流出への対応（対応とそれに関連した清掃にかかるコストの全額を含む。ただしこれに限定されない。）に対して全責任を負う。請負業者は、流出によって生じた罰金、違約金、またはその他の法的事項について **Micron** に補償するものとする。

6.7.9 廃棄物管理

- 請負業者は、購入した化学物質や、作業の過程で購入した物質を使用することで生成された廃棄物すべてに対して責任を負う。請負業者は発生した廃棄物を速やかに除去することを保証するものとする。有害廃棄物には特に注意すること。請負業者は、廃棄物の適切な輸送および廃棄に関して適用されるすべての法的要件に従う。
- 管、ダクト工事、および/または工程工具を現場から取り除く前に作業浄化および検証サインオフを完了しなければならない。ただし、適切な現場外での処理や廃棄に向けて特定の調整が実施されている場合を除く。
- 危険廃棄容器は、シングルスユース容器を含めすべて適切にラベル付けすること。各ラベルには少なくとも、作成した従業員の名前および請負番号、請負業者の現場担当者の名前、Micron 受入担当者の名前と連絡先番号、日付、作成場所、廃棄の説明、および全廃棄汚染物の一覧を記載しなければならない。
- 危険な廃棄物はすべて安全に保管し、就業日の最後に処理し、使用しない場合は移し変えること。これには、廃棄物を適切に袋に詰め、表示をし、適切な廃棄物収集場所へ持っていくことを含む。危険ではない廃棄物は Micron の現場のごみ入れまたは圧縮機に入れること。
- 危険な化学物質の容器はすべて正しく調整されたサイズの二次格納容器に保管し、流出を防ぐこと。

6.7.10 単独作業

- Micron は、[グローバル EHS - 単独作業員基準](#)で、単独作業に関する要件を定義している。単独作業員とは、他の作業員から遮断されて、又は緊密な又は直接的な監督なしに行われる活動を行う個人と定義する。また、必要なときに援助を容易に受けることができない状況（すなわち、遠隔地、通常の交通の欠如、通常は人がいない領域）にある作業現場で彼/彼女が独りで作業する場合、その個人もまた単独作業員と見なされる。
- 請負業者は、各作業割り当てを分析し、危険性を評価して、作業員が単独作業員と見なされるかどうかを判断する。単独作業員のステータスが決定したら、監督者は単独作業員の安全を確保するために実施する適切な管理策を決定する。
- 単独作業員の安全を確保するために使用される一般的な単独作業員管理策は、タスクへの追加の作業員の割り当て、および単独作業員による通信デバイスの使用である。
- 単独作業の判断をはっきりさせたり意見が必要な場合は、サイト EHS に相談する。

6.7.11 閉鎖空間への進入

- 請負業者は、[グローバル EHS - 閉鎖空間プログラム基準書](#)の要件を満たす必要がある。
- 閉鎖空間救助チームを形成し、同チームはすべての許可を要する閉鎖空間への立入に対し訓練を受け、救助のための態勢を整えておく必要がある。
- 請負業者は、閉鎖空間に立ち入る場合、事前に、閉鎖空間への立ち入り許可が適格な閉鎖空間鑑定者から承認されているかを確認する。
- 閉鎖空間鑑定者は、閉鎖空間に誰かが入る前に、その空間内の空気を検査する。検査は、立入空間内の酸素含有量、可燃性または毒性のガスまたは蒸気のレベルが含まれるが、これらに限定しない。
- 権限のないアクセスを防ぐために、請負業者は閉鎖空間への出入り口を管理する。実行可能であれば、請負業者は、それぞれの閉鎖空間から少なくとも2か所の容易にアクセス可能な避難経路を確保する。請負業者は、立ち入りに関するタグシステムを操作して、閉鎖空間に入るすべての人員を把握する。

- 適格な閉鎖空間鑑定者は、人員がその空間に入っても安全であることを保証するためにガス監視を実施し、人員が空間に入った後は2時間おきにガス監視を実施する。さらに、請負業者は、適格な閉鎖空間鑑定者が風速計や湿/乾球温度計などの適切な大気モニタリング装置を使用して、閉鎖空間内の気流、周囲温度および湿度レベルを判断できるようにする。
- 請負業者は、閉鎖空間への立ち入りおよびその空間内での作業を目的として、適切で効果的な換気が閉鎖空間内に維持されるようにする。換気のための給気は、汚染物質のない供給源から行うこと。換気については、閉鎖空間のあらゆる箇所を新鮮な空気が継続的に循環する状態にするものでなければならない。機械的排気装置が換気に使用される場合、換気システムからの排気は、その排気がいかなる人にも危険を与えない閉鎖空間外の場所に排出されるものとする。

6.7.12 火気使用作業

- 直火、熱、火花の発生を伴う一時的な作業については、熱作業許可の手続きを行う必要がある。これには、ろう付け、切断、研磨、はんだ付け、パイプの融解、およびトーチ適用の屋根ふきなどがあるが、その限りではない。請負業者の火気使用作業許可は、[グローバル EHS - 作業の安全性許可基準](#)に規定された最低要件、および Micron の現場の場所に適用される追加の法律および規制を満たすこと。
- 可能であれば、請負業者は、火気使用作業が敷地外で、あるいは可燃性物質や燃焼性物質から離れた建物の外で実施されるようにしなければならない。火気使用作業を敷地内で実施しなければならない場合、周囲の領域は火災や爆発などの潜在的危険を制御するために評価しなければならない。請負業者の担当者は、火花が発生する操作の至近距離にあるすべての可燃性物質や燃焼性物質が保護されている、あるいは取り除かれていることを確認する責任を負う。
- 作業領域の少なくとも半径 11 メートル (36 フィート) 以内にある可燃性/燃焼性物質はすべて取り除くこと。これが不可能な場合は、かかる物質を防燃素材で保護および覆うこと。床、壁の開口部、およびドレイン部は耐燃素材で覆い、スラグやスパークがこのエリアに落ちないようにすること。
- 有資格者であり消火器や警報装置の扱い方についてトレーニングを受けている火災監視員を指名する。監視は、火気使用作業の実施中、作業の合間、および火気使用作業の完了後から少なくとも1時間、継続的に実施する。該当するエリアは、作業が完了してから3時間は、電氣的な監視または定期検査などその他の適切な手段で監視しなければならない。
- 請負業者の従業員は、適切な個人防御用装備（アーク溶接や火花を発生する作業に必要な安全ゴーグルなど）を着用するものとする。火気使用作業を火花、UV グレア、煙によってスタッフに影響を及ぼす可能性がある作業環境で実施する場合、周囲の領域は遮蔽する、および/または煙を排気し、スタッフの健康への影響を最小限に抑える必要がある。
- 火気使用作業は、引火性の液体または蒸気が発生する部屋や場所、およびそれらの付近で実施してはならない。ただし危険を取り除くために、認可を受けた手段が導入されている場合を除く。火気使用作業を実施する際、換気の悪い可燃性エリアや場所には、局地的な排気を提供しなければならない。火気使用作業は、先に減圧、排水、パージ、ロックアウト/タグアウトされていない限り設備に対して実施してはならない。
- 煙探知機または熱探知機を設置した領域で火気使用作業を実施する場合は、現場に設置してある火災警報システムの隔離が必要である。火気使用作業は、最寄りのスプリンクラーの先端から2メートル以上離れて実施しなければならない。できない場合は、スプリンクラーの先端に適切な保護対策を施さなければならない。

6.7.13 電氣的安全性

- 請負業者は、[グローバル EHS - 電気安全基準](#)、現地の EHS および当局の要件を満たす、またはそれを超える電気安全プログラムを実施する。
- 従業員が電気設備の取り付け、操作、またはメンテナンス作業を行っていることを確認する請負業者は、電気工事を実施するための適切な資格を有しているものとする。
- すべての携帯電気機器、延長コード、および電動工具については、漏電遮断器（GFCI）、漏電ブレーカー（ELCB）、または残留電流装置（RCD）を使用するものとする。
- 一般的な電気安全要件には、次のものがある：
 - 配線は、少なくとも 2 メートルの高さで安全に配線する必要がある。
 - 配線は車両や人の行き来がある地面または床に残しておかないものとする。それが回避できない場合は、摩耗や裂け目に耐えるように配線には適切な機械的保護を施さなければならない。
 - 掘削/貫通工事を開始する際には、事前に、十分に注意して、地下や内壁で電氣的ケーブル配線がある場所を確認しなければならない。これらの干渉の正確な位置がわからない場合は、保護具を着用しなければならない。
 - 重機は架空送電線の近くでは操作してはならない。
- 一般的な方針として、Micron は適切に電源が切られ、ロックアウトされていない電気システムのサービスおよびメンテナンスは許可しない。実現が困難な場合は、通電された電気工事許可証に署名し、現場施設と現場 EHS の両方によって承認されなければならない。さらに、その作業を実施する作業員を守る適切な RA/JHA および安全作業手順を策定し、電気ショックやアークフラッシュのリスクから保護するものとする。活電部の作業はすべて操作周囲に 3 メートル（10 フィート）以上のバリケードを施し、そのエリアの影響を受ける人員を接触や暴露から保護するものとする。

6.7.14 危険エネルギー管理

- 請負業者は、危険エネルギー管理プログラム（ロックアウトタグアウトプログラム）の管理を、[グローバル EHS - 危険エネルギーの管理 \(CoHE\) 基準](#)および現地の EHS の法的要件を満たす、または上回る形で実施するものとする。
- 請負業者は、スイッチ、バルブ、またはその他のエネルギー隔離デバイスを操作して設備やシステムを隔離し、保管されているすべてのエネルギーの遮断、排出、電源切断、または制御のいずれかを行う。請負業者は、設備やシステムの操作と適切な診断装置での検証により、隔離と脱エネルギーが完遂されたことも確認する。起動する前に、機器やシステムをチェックして、すべての保護装置などが所定の位置にあり、安全な動作状態にあることを確認する。
- Micron は、危険エネルギー管理に使用されるロックに赤色を使用している。Micron の現場で使用されるその他のロックは、本体を赤色またはほぼ赤色にしてはならず、混乱を招く可能性がある赤色の土台、バンド、その他のマーキングを使用してはならない。

6.7.15 昇降操作

- クレーンのリフティング作業はすべて、[グローバル EHS - リフティング作業およびリギング基準](#)に準拠するとともに、現地の法的要件に準拠するものとする。現場で使用されるクレーンが安全な作業状態にあることを確認するのは、請負業者および/またはクレーン装置の供給者の責任である。作業を始める前に、文書をクレーンとともに提出し確認しなければならない。

6.7.16 掘削作業

- Micron の現場で実施される掘削作業は、[グローバル EHS - 掘削基準](#)および適用される現地の法的要件を満たすか、それを超える必要がある。

6.7.17 高所組立フロアのタイルの安全性

- [グローバル EHS - 高所作業プログラム基準書](#)は、すべての作業についてすべての請負業者が順守する必要がある。
- タイルを取り外す前に、床の開口部を完全にバリケードで塞ぐ必要がある。開床タイル部から退出するとそのエリアが無人状態になる場合（休憩時間、昼食時間、あるいは就業後）には、必ずタイルを元に戻してから退出する。バリケードの標識は、適切な情報をすべて記入してバリケード上に掲示しなければならない。
- 床のタイルを取り外す際には、すべての人員は適切なタイル吊り上げ工具と吊り上げ手法を使用しなければならない。取り外されている、および/または修復されている床のタイルを交換する際には、設計上、まったく同じタイルと支持構造と交換すること。高床の下空間に安全上の重大な危険が含まれている、あるいは含まれている可能性がある場合には、請負業者はリスク評価を実施し、適切な危険防止対策を特定しなければならない。
- **すべてのフロアタイル（該当する場合タイルネジを含む）は、設置して安全な状態を確保した後、水を流して床に対して水平にするものとする。**

6.7.18 アルコールと薬物の使用

- Micron は、安全かつ効率的な作業環境を維持する法的および倫理的責任を果たすことを確約する。薬物やアルコールの影響を受けている者は、自分自身および他の従業員に危険を及ぼす。Micron 拠点では、いかなる時も薬物とアルコールは一切許容されない。
- Micron の敷地内では、一切の違法物質の使用、販売、所有、配布が禁じられている。不正な物質と同等の効果が誤って、あるいは原因となって生じる可能性のある免許を持つ医療提供者によって処方された物質は、すみやかに Micron 受入担当者に知らせることとする。

6.7.19 携帯電話の使用

- 仕事での携帯電話の使用は、ユーザーや同僚に危害や注意散漫を引き起こす可能性がある。以下の作業中に電話をかけたり受けたりすることは禁止されている。
 - あらゆる機種の車両または機器の操作中
 - 高所での作業中
 - 高リスクの活動に関与中（例：スポッティング、機械/電気機器の完了作業、許可された活動など）。
- 現場の電話に関する方針は多様である。Micron の一部の拠点では、許可されていないユーザーには携帯電話の使用を許可していない。一部の現場は、電話の使用に関して、指定された電話のポイントを設けている。請負業者は現場固有の携帯電話管理プロセスを順守しなければならない。
- 電話をかけたり受けたりする場合は、必ず安全な場所に移動すること。リスクの高いエリアにいる場合は、電話を取らないこと。常に安全な場所に移動してから、電話をかけたり受けたりすること。上記のセクション 6.7.1 に記載されている、「メッセージを入力しながら歩かない」規則（例えば、道を渡らない、階段を使用しない）を守る。

6.8 休日/週末作業ガイドライン

請負業者は、作業活動に Micron の休日および現地の公的な休日/国民の祝日と一致する休日を組み込んで予定を立てる。Micron の休日または週末に作業を実施することが要求される場合、請負業者は、作業開始の少なくとも 3 週間前に、承認を得るために当該作業の計画を Micron 受入担当者に提出する。

6.9 機器の出し入れ

機器の出し入れの際は、機器の重心（CG）を常に考慮し、出し入れに治具が必要かどうか確認する。機器は頭でっかち、または奇妙な形状であったりする場合があります、作業活動を開始する前に、疑問がある場合は必ず相手先ブランド製造業者（OEM）/対象分野専門家（SME）に連絡する。

次の点を確認する：

- 移動中は、可能な限り適切な輸送機器を使用する必要がある。
- 移動進路は明るくしておく。
- 移動進路は障害物を置かず、整頓しておく。
- 交通整理員を配置し（必要な場合）、移動中に通行人が邪魔しないようにする。
- 進路に沿って金属板を敷くことで、スムーズな進路を確保することを検討する。

7 付録

なし

8 文書管理

項目	詳細
ECN 施設	コーポレート EHS
ECN 領域	EHS 建設
承認	本文書は以下によって承認される。 GLOBAL_EHS_SEAL_LT
通知	本文書に対する変更通知は、以下のとおり Micron エンジニアリング変更通知（ECN）プロセスを通じて管理される。 - GLOBAL_EHS - GLOBAL_EHS_MANAGERS - GLOBAL_EHS_TEAM_MEMBERS - GLOBAL_EHS_SEAL_LT - GLOBAL_FAC_NOTIFY - GLOBAL_FAC_MANAGER - PSM - PSM_MGR - GP_ALL_LEADERS - TSE_KEG_MOD - TSE_KEG_COK_INTERFACE - TSE_KEG_SSD - TSE_KEG_BURNATE - TSE_TEE_INTEGRATION - SIGDOC_GLOBAL_EHS_NTF - PDE_EQUIPMENT
レビュー	本文書のレビューは、少なくとも隔年（2 年に 1 回）、グローバル EHS/PSM により定期文書レビュー（PDR）プロセスを通じて実施される。

9 改訂履歴